

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主価値の向上並びに企業の社会的責任(CRS)を経営の重要課題としています。そのためには、効率的かつ健全で透明性を確保した企業経営が出来る体制を確立し、企業の競争力を一層強化することが重要と考え、さまざまな施策を講じてコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況につきましては、当社ウェブサイトに掲載の、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。(http://www.outsourcing.co.jp/company/guideline.html)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
土井 春彦	3,747,700	21.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,371,200	13.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,421,800	8.16
道林 昌彦	699,000	4.01
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	473,700	2.72
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	469,300	2.69
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY A C/COUNT	391,800	2.25
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	350,000	2.01
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	345,391	1.98
THE BANK OF NEW YORK 133612	337,200	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・平成28年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが平成28年1月15日現在で1,013,800株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・平成28年5月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成28年4月25日現在で1,353,800株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・平成28年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、DIAMアセットマネジメント株式会社が平成28年5月31日現在で877,000株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・平成28年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が平成28年6月30日現在で748,900株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・平成28年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成28年6月30日現在で1,082,100株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大高 洋	他の会社の出身者											
福島 正	他の会社の出身者											
小林 藤雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大高 洋	○	○	——	大手自動車部品メーカーにおける経理担当取締役及び監査役の経験から、企業の財務分析、経営管理全般に関する知識や経験が豊富であり、当社の経営及び監査等への貢献を期待し、選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定しました。
福島 正	○	○	——	大手電機メーカー子会社において、専務取締役、代表取締役を歴任しており、企業経営に関する専門的な識見を有していることから、当社の経営及び監査等への貢献を期待し、選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の

				独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定しました。
小林 藤雄	○	○	——	大手電機メーカー子会社において、監査役を務められており、経営全般に関する知識や経験が豊富であり、当社の経営及び監査等への貢献を期待し、選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	なし
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、今後の状況に応じて監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会と協議のうえ、設置するものとしております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
当社は、監査等委員は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとし、監査等委員会と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものと定めております。 これに基づき、監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は、定期的に情報連絡会を開催し監査情報の共有等効率的な監査に向け相互に連携して活動を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
当社及び子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的貢献の促進を図ることを目的として新株予約権を無償で付与しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、付与対象者を広げております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)にて、取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれの報酬総額を開示しています。平成27年度に支払った報酬額は次のとおりであります。

1. 取締役(社外取締役を除く) 241,546千円
2. 監査役(社外監査役を除く) 5,800千円
3. 社外役員 24,866千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役報酬の決定について、ミッションとその成果及び業績の連動を基準に決定する方針としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては経営管理本部がサポートを行っております。具体的には、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

平成28年3月28日現在、10名(うち社外取締役3名)の取締役で構成しており、会社法等で定められた事項及び経営に関する重要な事項につき審議、決定を行うほか、経営及び業務執行事項に関する方針、計画及び実施状況を審議するため定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

コーポレート・ガバナンスにおいては、独立した立場からの客観的・中立的な経営監視の機能も重要であり、独立した立場である社外取締役3名がいることで経営監視も有効に機能するものと考えております。

(監査等委員会)

監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成しており、法令、定款及び監査等委員会規程に従い、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員会の監査方針、年間の監査計画等を決定いたします。定期または必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、重要な付議案件の検討、監査内容の報告並びに意見交換等を通じて、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行います。

また、内部監査室、会計監査人と適時情報交換を行い、相互連携を図るとともに、内部統制部門である経営管理本部、総務部、法務部、経理部等と連携をとり、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役2名を含む監査役3名からなる監査役会を置く、監査役会設置会社として、経営監視体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりましたが、今般、取締役会・取締役の監査・監督機能のなお一層の充実を図るため、平成28年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く、監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監督機能の更なる強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、従前より他社の株主総会が集中すると見込まれる日を回避し、多くの株主の皆様にご出席いただきやすい日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様の利便性向上のため、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の株主総会参考書類部分の英訳を行っております。
その他	当社ホームページにて、株主総会の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年12月期においては、個人投資家向け会社説明会を1回実施しております。その中で当社の基本情報として財務内容、ビジネスモデル、主要サービス等をご説明するほか、中期経営計画を説明し、当社についての理解をより深めていただくようにしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期の決算発表後に機関投資家向け決算説明会を開催しております。また、機関投資家及びアナリストとの個別面談についても、毎四半期決算発表後に行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年12月期においては、英国にて機関投資家及びアナリストとの個別面談を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.outsourcing.co.jp/ir 決算短信 決算短信以外の適時開示資料 有価証券報告書及び四半期報告書 株主総会の招集通知 第2四半期及び通期報告書 第2四半期及び通期FACTBOOK FACTSHEET 機関投資家向け決算説明会資料 中期経営計画	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アウトソーシング企業倫理行動規範」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「アウトソーシンググループCSR基本方針」を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための内部統制システムにつき下記のとおり基本方針を定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「企業倫理行動規範」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
(2)取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。
(3)法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、公正な第三者機関に委託した「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。
(4)内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を社長及び監査等委員に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役、監査等委員及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。
3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)経営管理本部を当社及びグループ会社のリスク対応統括管理部门として位置づけ、総務部がリスク管理・運営並びに規程の整備を行い実効性のある管理を推進するとともに、法務部による法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。
(2)当社及びグループ会社に不測の事態が発生したときは、当社社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。
(3)当社は、不測の事態や危機の発生時に当社及びグループ会社の事業の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を策定し、当社及びグループ会社の役職員に周知する。
4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社及びグループ会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当該会社及びその傘下となる子会社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。
(3)当社経営にかかる重要事項を審議する機関として、常勤取締役、常務執行役員で構成する経営会議を設置し、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することで、業務執行の効率化、意思決定の迅速化を図る。
5. 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社を管掌する部門の役割を明確にし、子会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。
(2)当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
(3)子会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役会に報告し、承認を得ることとする。
(4)各子会社から少なくとも毎月1回経営状況について報告を受けるとともに、常勤取締役、常務執行役員及びグループ各社の代表取締役で構成するグループ経営に関する経営会議を必要に応じて開催し、グループ間の情報共有・意思疎通及び経営方針の統一化を図る。
(5)当社の内部監査室は、定期的子会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を社長及び監査等委員に報告する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議のうえ、設置するものとする。
(2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役または他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査等委員会の意見を斟酌して行うものとする。
7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1)監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
(2)取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
8. 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社及びグループ各社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員会と社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
(2)監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。
(3)監査等委員会と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。
(4)監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(5)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業倫理行動規範」に定め、基本方針とする。また、反社会的勢力対策規程を制定し、経営管理本部統括のもと反社会的勢力対応マニュアルに基づく管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する事を「企業倫理行動規範」に定め、基本方針とします。また、経営管理本部統括のもと適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応いたします。

反社会的勢力の排除の社内体制と具体的な取り組みとしましては、「反社会的勢力対策規定」を制定し、規程に基づき全社的な行動指針や責任体制を明確にしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、企業価値を守るため、必要に応じ予防策を含む買収防衛策を検討する方針であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実に関する情報

各部門は、重要事項が発生した場合、経営管理本部に報告することとしており、経営管理本部にて情報取扱責任者である取締役経営管理本部長が開示の要否を検討いたします。開示が必要であると判断した場合、取締役経営管理本部長は代表取締役へ報告し、協議のうえ、取締役会の決議を経て直ちに開示を行うこととしております。

(2) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、経営管理本部へ報告します。経営管理本部は当該事実に係る資料等その他の情報を入手・検討し、直ちに開示資料を作成するとともに、速やかに公表できる体制を整備しております。

(3) 企業集団に係る適時開示手続き

当社の子会社は、すべて非上場の子会社であります。子会社は、関係会社管理規定に基づき、重要事項を当社経営管理本部に提出、必要に応じて経営会議及び当社取締役会に付議することとしております。開示が必要であると判断した場合、取締役経営管理本部長は代表取締役へ報告し、協議のうえ、当社取締役会の決議を経て直ちに開示を行うこととしております。

3. 社内教育

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとりえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

The diagram illustrates the internal control system of the parent company. At the top is the **株主総会** (Shareholders' Meeting). Below it, the **取締役会** (Board of Directors) is shown, which includes **取締役（監査等委員除く）** (Directors excluding Audit and Supervisory Committee members) and **取締役（監査等委員）** (Directors serving as Audit and Supervisory Committee members). The **監査等委員会** (Audit and Supervisory Committee) is also shown, which is linked to the **内部監査室** (Internal Audit Department) and the **会計監査人** (Accounting Auditor). The **代表取締役社長** (Representative Director and President) is shown, who reports to the **取締役会** and the **監査等委員会**, and is supervised by the **取締役会**. The **代表取締役社長** also oversees the **経営会議** (Management Meeting), which in turn oversees the **業務執行部門及びグループ会社** (Business Execution Department and Group Companies). The **内部監査室** (Internal Audit Department) provides monitoring and supervision to the **代表取締役社長**, the **経営会議**, and the **業務執行部門及びグループ会社**. The **会計監査人** (Accounting Auditor) provides monitoring and supervision to the **内部監査室** and the **業務執行部門及びグループ会社**.

適時開示体制の概要

